

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 結核予防法による医療機関の指定
土地改良区の設立認可
保安林指定の解除予定
桑園能率増進施設補助金交付規程
失業保険の適用を除外される者
国民健康保険条例の制定認可
- ◇選管告示 政党協会その他の団体の收支に関する報告書
要旨

告示

鳥取県告示第五百三十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十年十月二十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

名	称	所在地	管轄保健所
日野郡江府町 国民健康保険第三直営 診療所		日野郡江府町大字 江尾一、九八六	根雨保健所
多里村 国民健康保険直営診療 所		日野郡多里村萩原 一、一五五ノ二	〃

鳥取県告示第五百三十一号

東伯郡三朝町大字久原山根忠久外十四人の者から申請のあつた三朝町大字久原土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十年十月十八日認可した。

昭和三十年十月二十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第五百三十二号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項並びに同法第四十条第一項に基く同法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第二条の規定により次の土地について保安林の指定を解除する予定であるから同法第三十条の規定により告示する。

昭和三十年十月二十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

茂

所 在 場 所	全 面 積	解除予定面積	解除の理由	所有者氏名	申請者氏名
郡一町一大字一字一地一番	台帳一見込	台帳一見込			
東伯 羽合 長瀬 二ノ御建山下 一、九五三、八九六、八九六	町 〇.一〇	町 〇.一〇	公益上の理由	東伯郡羽合町	羽合町長 秋田義治

鳥取県告示第五百三十四号

桑園能率増進施設補助金交付規程を次のように定める。

昭和三十年十月二十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

桑園能率増進施設補助金交付規程

(総則)

第一条 知事は桑園能率の低い地帯の能率増進を図るため、この規程により予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助率等)

第二条 補助金は養蚕の事業を行う農業協同組合が次に掲げる事業を行う場合、これに要する経費に対しそれぞれの補助率により交付する。

- 一 動力噴霧機の購入 二分の一以内
- 二 展示圃の設置 二分の一以内
- 三 改植用桑苗の購入 三分の一以内

(補助金交付申請手続)

第三条 補助金の交付を受けようとするものは、申請書（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて事業をしようとする年度の四月三十日までに、知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書（様式第二号）
- 二 収支予算書（様式第三号）
- 三 その他知事が必要と認める書類

2 知事は前項の規定による申請書につき適当と認められた場合は、申請者に補助金交付の指令をするものとする。
 (補助金交付申請書等記載事項の変更承認)

第四条 補助金交付の指令を受けたものが前条に掲げる書類の記載事項に重要な変更を加えようとするときは、すみやかに知事に届けて承認を受けなければならない。
 (補助金の請求)

第五条 補助金交付の指令を受けたものが補助金の交付を請求しようとするときは事業完了後請求書（様式第四号）に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 事業成績書（様式第二号）
 二 収支精算書（様式第三号）
 (補助金の返還)

第六条 補助金の交付を受けたものが次の各号の一に該当するときは、知事は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 一 補助金を補助の目的以外に使用したとき
- 二 事業施行の方法が不相当と認められたとき

(書類の経由)
 第七条 この規程により知事に提出する書類は、所轄蚕業指導所長を経由しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、昭和三十年度から適用する。
- 2 第三条による申請書の提出期限は、昭和三十年度に限り十一月二十日までとする。

様式第一号

年 月 日

住所

組合名

組合長 氏

名 印

鳥取県知事 氏 名 殿

昭和 年度桑園能率増進施設補助金交付申請書

桑園能率増進施設補助金交付規程により補助金を交付下さるよう別紙事業計画書及び收支予算書を添え申請します。

様式第二号

事業計画書 (事業成績書)

組合員数	桑園面積	改植計画		該年度の改植		共同防除器具		展示圃		展示事項の概要	
		総面積	反面積	反面積	植付本数	機種台数	防除目的	設置反別	剪定本数		
		反	反	反	本	台	病	反	反	丁	本

様式第三号

収支予算書 (收支精算書)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 一 組合員数欄には養蚕者の員数を記載すること。

二 機種欄には製造者及び型式を記載すること(事業成績書には機体番号、発動機番号及び購入月日を併記すること)

三 計画書には展示圃の位置及び形状を示す見取図を添付すること。

区 分	補助金	補助金見込額 (補助金負担金)	予算額 (精算額)	前年度予算額 (予算額)	比 較		備 考
					増	減	
			円	円	円	円	

支出の部

00789

区 分	予算額 (精算額)	前年度予算額 (予算額)	比 較		備 考
			増	減	
1 動力噴霧器購入費	円	円			台分 一台
2 桑 苗 代 金					本分 一本当り
3 剪定鋏購入代金					丁分 一丁当り
4 標 木 代 金					本分 一本当り
5 桑園使用料					反分 反当り
計					

様式第四号

年 月 日

住 所

組 合 名

組 合 長

氏

名 ④

鳥取県知事 氏

名 殿

昭和

年度桑園能率増進施設補助金請求書

昭和 年 月 日

号指令による桑園能率増進事業を完了しましたから補助金を交付下さるよう別紙事業成績書及び收支精算書を添え請求します。

紙事業成績書及び收支精算書を添え請求します。

鳥取県告示第五百三十五号

失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）第七条及び同法施行規則（昭和二十四年労働省令第六号）第六条第一項第三号の規定により、失業保険法の適用を除外される者は次のとおりである。

昭和三十年十月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

次に掲げる町に雇用される者であつて国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第百八十二号）に準じ退職手当を支給される著

町 名 適用年月日

鹿 野 町 昭和三十年七月一日

鳥取県告示第五百三十六号

国民健康保険を行う次の町に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項に基き条例の制定を次のとおり認可した。

昭和三十年十月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

国民健康保険 認可 条例 認可年月日

八頭郡河原町 河原国民健康保険条例 昭和三十年八月二十三日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法第十二条及びこれを準用する第十八条の規定による政党、協会その他の団体又はその支部の收支に関する報告書の要旨は次のとおりである。

昭和三十年十月二十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

団体名	収入又は寄附の総額		一件千円以上の寄附総額		一件五百円以上の寄附総額		支出の総額		一件千円以上の支出総額		一件五百円以上の支出総額		報告書受理年月日
	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	
全日本自由労働組合鳥取県支部	1	3,212	1	3,213	1	1	1	5,555	1	4,120	1	2,700	七、一九
鳥取分会全国専売事業政治連盟米子支部	1	10,000	1	10,000	1	1	3,566	1	3,566	1	86	七、一九	
中国国税職員組合鳥取支部	1	17,500	1	17,500	1	1	1,798	1	1,798	1	1	八、一〇	
鳥取県退職公務員連盟	1	19,000	1	19,000	1	1	1,913	1	1,913	1	1	七、二六	
鳥取県医師連盟	1	19,000	1	19,000	1	1	1,798	1	1,798	1	1	八、一〇	
鳥取県労働組合協議会	1	10,000	1	10,000	1	1	1,798	1	1,798	1	1	七、二九	
鳥取県海外残留同胞引揚促進同盟	1	19,000	1	19,000	1	1	1,798	1	1,798	1	1	七、二九	
鳥取県青年婦人会	1	19,000	1	19,000	1	1	1,798	1	1,798	1	1	七、二九	
鳥取県綿羊組合連合会	1	19,000	1	19,000	1	1	1,798	1	1,798	1	1	七、二六	
鳥取県西部地区青年団協議会	1	19,000	1	19,000	1	1	1,798	1	1,798	1	1	八、一〇	
直道会	1	19,000	1	19,000	1	1	1,798	1	1,798	1	1	七、二六	
日本社会党(右派)鳥取県支部連合会	1	25,607	1	25,608	1	1	2,560	1	2,560	1	3,450	七、二九	
日本社会党鳥取県支部連合会	1	19,000	1	19,000	1	1	1,798	1	1,798	1	1	八、一〇	
日本社会党鳥取支部連合会	1	19,000	1	19,000	1	1	1,798	1	1,798	1	1	八、一〇	
日本社会党鳥取支部連合会	1	19,000	1	19,000	1	1	1,798	1	1,798	1	1	七、二九	
日本民主党鳥取支部連合会	1	25,607	1	25,608	1	1	2,560	1	2,560	1	3,450	七、二九	
日本社会党鳥取支部	1	19,000	1	19,000	1	1	1,798	1	1,798	1	1	八、一〇	
日本共産党伯西地区委員会	1	3,213	1	3,213	1	1	5,555	1	4,120	1	2,700	七、一九	

団体名	収入又は寄附の総額		一件千円以上の寄附総額		一件五百円以上の寄附総額		支出の総額		一件千円以上の支出総額		一件五百円以上の支出総額		報告書受理年月日
	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	
機関軍政治連盟米子支部	1	6,000	1	6,000	1	1	6,455	1	6,455	1	1	七、二〇	
西伯郡蚕糸技術員組合	1	6,000	1	6,000	1	1	6,455	1	6,455	1	1	七、二〇	
米子市佐治村青年団第三支団	1	6,000	1	6,000	1	1	6,455	1	6,455	1	1	七、二〇	
佐治村婦人会連絡協議会	1	6,000	1	6,000	1	1	6,455	1	6,455	1	1	七、二〇	
眞政同志会	1	6,000	1	6,000	1	1	6,455	1	6,455	1	1	七、二九	
自由党鳥取県支部	1	6,000	1	6,000	1	1	6,455	1	6,455	1	1	七、二九	
自由党鳥取県連合支部	1	6,000	1	6,000	1	1	6,455	1	6,455	1	1	七、二九	
自由党鳥取県支部	1	6,000	1	6,000	1	1	6,455	1	6,455	1	1	七、二九	
自治党鳥取県支部	1	6,000	1	6,000	1	1	6,455	1	6,455	1	1	七、二九	
自治党鳥取県東支部	1	6,000	1	6,000	1	1	6,455	1	6,455	1	1	七、二九	
自治党政治連盟鳥取県支部	1	6,000	1	6,000	1	1	6,455	1	6,455	1	1	七、二九	

日本民主教育政治連盟鳥取
県支部
民主青年協議会
明 政 会
労働者農民党山陰地方本部

一、六〇〇	四、〇〇〇	三六、四〇〇	四九〇	三六、〇〇〇	一	一	一	一	七、一九
一	一	一	二	一	一	一	一	一	八、二五
一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	

四 主たる寄附者及び支出

（一）寄 附 者

政党、協会その他の団体名

寄附の総額

円

件数

寄附者の氏名
又は団体名

職 業

住所又は主たる事務所の所在地

自由党鳥取県連合支部

六、〇〇〇

一 建部 邦雄

林 業

八頭郡智頭町

鳥取県海外残留同胞引揚促進同盟

二〇、〇〇〇

一 鳥取県共同募金会

社 員

東京都

日本社会党（右派）鳥取支部連合会

一五、〇〇〇

一 中西 利理

社 員

東京都

日本社会党鳥取県支部連合会

一八、〇〇〇

四 足鹿 覚

社 員

米子市角盤町

日本民主党鳥取支部連合会

一六、〇〇〇

二 佐伯 忠義

農 業

西伯郡天津村

日本民主党鳥取支部連合会

一〇〇、〇〇〇

一 日本民主党

農 業

東京都港区芝新櫻田町

日本民主党鳥取支部連合会

一〇〇、〇〇〇

三 米原 章三

社 員

八頭郡智頭町

日本民主党鳥取支部連合会

一〇〇、〇〇〇

一 米原 穰

社 員

八頭郡智頭町

日本民主党鳥取支部連合会

一〇〇、〇〇〇

一 米原 穰

社 員

八頭郡智頭町

日本共産党伯西地区委員会

一一二、六二二

一 日本共産党鳥取県委員会

漁 業

大阪市福島区下福島
鳥取市

（二）支 出

政党、協会その他の団体名

支出総額

円

件数

支出の目的

自由党鳥取県連合支部

六、四五五

一 事務員手当

中国国税職員組合鳥取支部

三六、五九〇

一 負担金

鳥取県海外残留同胞引揚促進同盟

二五、六一〇

五 旅 費

鳥取県海外残留同胞引揚促進同盟

二〇、〇〇〇

一 負担金

鳥取県海外残留同胞引揚促進同盟

一八、九〇〇

一 雑 費

鳥取県海外残留同胞引揚促進同盟

六、八六〇

一 事務費

鳥取県海外残留同胞引揚促進同盟

六、〇〇〇

二 旅 費

鳥取県海外残留同胞引揚促進同盟

六、〇〇〇

二 旅 費

鳥取県海外残留同胞引揚促進同盟

六、〇〇〇

二 旅 費

鳥取県海外残留同胞引揚促進同盟

六、〇〇〇

二 旅 費

